

第59号議案

春日まちづくり支援センター条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年9月1日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

市民公益活動の推進を図り、市民が主体的にまちづくりに参画することができる協働のまちづくりの実現に寄与するため、春日まちづくり支援センターを設置するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

春日まちづくり支援センター条例

(設置)

第1条 市民公益活動の推進を図り、市民が主体的にまちづくりに参画することができる協働のまちづくりの実現に寄与するため、春日まちづくり支援センター(以下「センター」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この条例において「市民公益活動」とは、市民が自主的かつ自発的に地域社会の課題の解決に取り組み、もって公益の増進を図ることを目的とする活動であつて、営利を目的としないものをいう。

(名称及び位置)

第3条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 春日まちづくり支援センター

位置 春日市須玖北1丁目155番地

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 市民公益活動に関する情報の収集及び提供
- (2) 市民公益活動に関する交流の支援
- (3) 市民公益活動に関する相談
- (4) 市民公益活動の促進のためのセンターの施設の提供
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的の達成に必要なこと。

(休館日及び利用時間)

第5条 センターの休館日及び利用時間は、規則で定める。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、休館日若しくは利用時間を変更し、又は臨時に休館日若しくは利用時間を定めることができる。

(使用の許可)

第6条 別表に定めるセンターの施設又は規則で定める附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の許可をする場合において、センターの管理上必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターの施設等の使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) センターの施設等を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) 春日市暴力団排除条例(平成22年条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団を利用することとなると認められるとき。
- (4) その他センターの管理上支障があると認められるとき。

(目的外使用等の禁止)

第8条 センターの施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、許可を受けた目的以外にセンターの施設等を使用し、又は使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(使用の許可の取消し等)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 使用の許可の条件に違反したとき。
- (3) 虚偽その他不正の手段により使用の許可を受けたとき。
- (4) 第7条各号のいずれかに該当するとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める額の使用料を納付しなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(損害賠償等)

第12条 使用者その他の利用者が、その責めに帰すべき事由によりセンターの施設等を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(指定管理者による管理)

第13条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

(指定の手続)

第14条 センターの指定管理者は、市民公益活動の推進を図る拠点としてのセンターの管理に最も適した団体とする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定により申請した団体が第1項の要件に該当すると認めるときは、議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

4 市長は、指定管理者の指定の期間が満了する場合において、現にセンターを管理する指定管理者(以下「現指定管理者」という。)の業務の実績等を評価し、現指定管理者がセンターの管理を適切に行うことができると認められるときは、現指定管理者を新たな指定管理者の候補者とすることができる。

(指定等の告示)

第15条 市長は、前条第3項の規定により指定管理者を指定し、又は地方自治法第244条の2第11項の規定によりその指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示しなければならない。

(指定の期間)

第16条 指定管理者の指定の期間は、指定の日から起算して5年を超えない範囲内において、議会の議決により定める。

(指定管理者が行う業務等)

第17条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第4条各号に掲げる事業に関すること。

- (2) センターの維持管理に関すること。
- (3) センターの使用の許可に関すること。
- (4) センターの使用の許可の取消し等並びに利用の制限及び中止に関すること。
- (5) センターの利用料金(次条第1項に規定する利用料金をいう。)に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理に関する業務で、市長が特に必要と認めるもの

2 指定管理者は、毎年度(4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。)の終了後(地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後)60日以内に、前項の業務に関する事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。

(利用料金)

第18条 センターの管理を指定管理者が行う場合は、使用者は、センターの使用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、地方自治法第244条の2第9項の規定により、別表に定める使用料及び規則で定める附属設備の使用料の額の範囲内で、指定管理者が市長の承認を受けて定めるものとする。

3 既納の利用料金は、還付しない。ただし、規則で定める基準により、指定管理者が特別の理由があると認めるものについては、還付することができる。

4 利用料金は、指定管理者の収入とする。

5 指定管理者は、規則で定める基準により、利用料金を減免することができる。

(読替規定)

第19条 センターの管理を指定管理者が行う場合は、第6条、第7条及び第9条中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

(管理の特例)

第20条 市長が地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の管理の業務の全部又は一部の停止を命じたときその他指定管理者によるセンターの管理ができないときは、必要に応じて市長がセンターを管理するものとする。この場合において、この条例の規定中指定管理者の権限とされているものは、市長の権限とする。

2 前項の場合において、市長は、利用料金に代えて、別表に定める使用料及び規則

で定める附属設備の使用料の額を使用料として、使用者から徴収するものとする。

(委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 施行日からセンターの指定管理者となるものに係る指定その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 施行日以後のセンターの使用については、施行日前においても、この条例の規定により使用の許可その他必要な行為を行うことができる。

別表(第10条関係)

使用料(1時間当たり)

施設名	施設使用料	空調使用料
会議室A、会議室B及び会議室C	440円	110円
調理室	880円	

備考

1 使用料の額は、この表に定める施設使用料の額と空調使用料の額とを合算した額(空調使用料を使用しない場合にあつては、施設使用料の額)とし、使用する施設ごとに算定するものとする。

2 使用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数の時間は1時間とみなす。

3 施設において、使用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合又は物品販売を目的として使用する場合の施設使用料の額は、この表の施設使用料に当該施設使用料の100パーセントに相当する額を加算した額とする。

4 施設の附属設備使用料は、規則で定める。